重要事項説明書

1 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社 アルデバラン
代表者名	藤田 和雄
所在地・電話	神奈川県中郡大磯町大磯 1021 番
	電話:0463-61-2321
事業内容	小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設
	地域密着型通所介護施設 看護小規模多機能型居宅介護施設
	居宅介護支援事業所

2 事業所の概要

事 業 所 名	居宅介護支援事業所 こあじさし		
所 在 地	神奈川県小田原市南鴨宮 3-19-13		
事業者指定番号	神奈川県 1472303310		
連絡先	〒250-0875 神奈川県小田原市南鴨宮 3-19-13		
	電話:0465-44-4876 FAX:0465-44-4878		
サービス提供地域	小田原市・開成町		

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者•介護支援専	○居宅サービス計画策定・変更	1名(常勤兼務)
門員	○事業所管理全般	(主任介護支援専門員)
	○利用者からの苦情に対する処理	
介護支援専門員	○居宅サービス計画策定・変更	2 名(常勤) 以上

4 営業時間

区分	月曜日~金曜日	土曜日・日曜日	休祭日
営業時間	8:30~17:30	休み	休み

※年末年始(12/29~1/3)は休みとさせて頂きます。

※営業時間以外のご相談などは、ご連絡ください。

☆24時間電話での対応可能となっております。

5 事業の目的と運営の方針

	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において
事業の目的	自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供す
	ることを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係
運営の方針	条令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医
	療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や
	悪化の防止のため、適切なサービスの提供調整。中立公正な立場でサービスの
	支援を致します。

6 提供するサービスの内容

- ご利用者様のお宅を訪問し、ご利用者様の心身の状態を適切な方法により把握の上、 ご利用者様自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画 (ケアプラン)」を作 成します。
- ご利用者様の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、ご利用 者様とその家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サ ービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、ご利用者様と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を 変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ご利用者様の要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。
- ご利用者様が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

7 個人情報の保護について

当事業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会責務と考えます。

また、居宅サービス計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、相談者からの同意を受けて使用させていただきます。

8 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町 村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

感染症の発生及び、蔓延等に関する取り組みとし委員会の開催、指針の整備研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施をしています。

感染症や災害が発生した場合であってもサービスが継続的に提供できるよう、

業務継続に向けた計画等の策定、検証の実施、訓練(シュミレーション)の実施をしています。

9 虐待について

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施 し、また、これらを適切に実施するための担当者を設置しています。

10 身体拘束適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き。身体拘束等を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記載します。

11 守秘義務及び個人情報の保護

職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導・教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の内容を確約させます。

12 複数の指定居宅サービスの紹介

利用者又はその家族は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう、担当ケアマネジャーに求めることができます。また、利用者又はその家族はケアプランに位置付けた理由の説明を担当ケアマネジャーに求めることができます。

13 入院の際してのお願い。

たとえ短い期間であったとしても入院をされた際には、居宅事業所の名称・ケアマネジャーの氏名等入院先の病院にお伝えください。

14 居宅介護支援の質の向上の為の研修

就業時研修及び定期的に研修を実施します。

15 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員は次のものです。(説明交付者)
- (2) サービスについてご相談や不満がある場合にはどんなことでもお寄せください。
- (3) ご相談の上、担当が変更となる場合がございます。

16 市町村への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険 者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談 ください。

17 サービス提供の記録

(1) 事業所は、利用者の居宅介護支援の経過を「居宅介護支援経過」等の書面に記

載し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

(2) 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

18 利用者負担金

居宅介護支援については利用者の負担はありません。

19 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に関わる訪問調査、居宅サービス契約の作成などの サービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に介護支援専門員に ご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼を取り消す場合も速やかにご連絡下さい。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (4) サービス提供のキャンセル又は解約の場合もキャンセル料等は必要ありません。

20 その他

居宅サービス計画で提供されるサービス以外のサービスを利用される場合は、介護 保険以外のサービスになりますので、全額自己負担になります。尚、プランの変更 があった場合又は変更を希望される場合は、必ず事業者までご連絡ください。

サービス利用料及び利用者負担

	内容	 か月あたりの利用料 	介護保険適応
居宅介護	要介護 1・2	11,620 円	居宅介護支援
支援費	要介護 3・4・5	15,097 円	においては全 額介護保険給
介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 件を超えた場合 45 件を超えた部分について 50%減算			付の対象とな
介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 60 件を超えた場合 60 件を超えた部分について 70%減算			るものです。

特定事業所加算Ⅲ	1. 主任介護支援専門員の配置並びに常望 専門員 2 名以上を配置している 2. 定期的な会議・計画的な研修の開催 3. 24 時間連絡体制の整備 4. 減算の適用なし 5. 1 人当たりの担当が 45 件以上でない 6. 地域包括支援センターから支援困難等 介された場合においても居宅介護支援 7.ヤングケアラー、障碍者、生活困窮者 高齢者以外の対象者への支援に関する会事例検討会、研修等に参加している。 8. 介護支援専門員実務研修における科目ントの基礎技術に関する学習」等に協定確保 9. 他法人が運営する居宅介護支援事業を対会・研究会等の実施 10. 必要に応じて多様な主体等が提供すどス(インフォーマルサービスを含む)なれるような居宅サービス計画を作成して	(特定Ⅲの場合) 事例を紹 を提供 、難病疾患者等、 知識等に関する 目「ケアマネジメ カ又は協力体制の 者と共同の事例検 る生活支援サー ぶ包括的に提供さ	+3,456 円	原 負 せ ※保れっ者納法が合金たビ書こす書提口とれり則 担 ん た険るての等定でにをだスをと。を供に払るま利 は。 だが場も保に代きはおき提発にこサ地提い場す用 あ し適合、険よ理な一支、供行なの一域出戻合者 り 介用で利料り受い旦払サ証すり証ビのすしがの ま 護さあ用滞、領場料い一明るま明ス窓るさあ
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成す	る場合に算定	+3,210 円	
通院時情報連携加算	通院時、医師、又は歯科医師の診察を受けるときに 介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の 心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行 った場合に算定		+535 円	
入院時情報	入院した当日に当該医療機関に必要な情報提供 を行った場合に算定 営業日以外であれば翌日可		+2.675 円	
連携加算	入院してから3日以内に当該医療権報提供を行った場合に算定	機関に必要な情	+2,140 円	
退院・退所	病院等の職員と面談を行い、情報 提供を受けた上で居宅サービス	カンファレンス 以外の方法	+4,815 円	
加算	計画を作成した場合に算定	カンファレンス 参加	+6,420 円	
緊急時等居宅 カンファレン ス加算	病院等の求めにより、医師又は看記 用者宅を訪問し、カンファレンスを ービス調整を行った場合に算定		+2,140 円	

自己負担割合が2割・3割・10割の方はこれに乗じた金額になります。

※通常のサービス地域を超える地域に訪問、出張する場合にはその旅費(実費)が必要に

なります。自動車を利用した場合の交通費は1km50円とします。

20 苦情・相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

当事業所利用者相談コーナー	電話: 0465-44-4876	
	FAX: 0465-44-4878	
	苦情・相談員(責任者)	: 中津川博一
	感染予防委員	: 橋本直子
	虐待防止委員	: 福田広子
	対応時間:9:00~17:	: 00

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

小田原市介護保険相談窓口	所在地:小田原市荻窪 300		
高齢介護課	電話番号:0465-33-1827		
	受付時間/午前8時30分~午後5時15分		
	(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)		
神奈川県国民健康保険団体連	所在地:横浜市西区楠町 27-1		
合会(国保連)	介護保険課苦情相談係:電話番号:045-329-3447		
	受付時間/午前8時30分~午後5時15分		
	(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)		
開成町役場	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢 773		
保険健康課	電話 0465-84-0320		
	FAX 0465-85-3433		

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者所在地小田原市南鴨宮 3-19-13事業所名居宅介護支援事業所こあじさし説明者

重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

	利用者	住所	
		氏名	印
(代理人又)	は立会人)		
		住所	
		氏名	印